

■ 会則 ■

【目的】

第1条 本規定は、東京都立川市を中心とした小学生及び未就学児の健全な心身の育成と、相互の親睦を図ることを目的とする。

【名称】

第2条 若葉F.C.【ワカバエフシー】(以下『クラブ』)という。

【本部】

第3条 クラブの本部を会長の自宅とし、会計事務局を会計の自宅とする。

【名称の定義】

第4条 本会則における主な名称用語について次の通り定義する。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 準会員 | クラブに所属する小学6年生以下の児童及び未就学児。 |
| 2. 会員 | 準会員の保護者1名(家庭数)、コーチ、及び会長が認めた者。 |
| 3. 賛助会員 | 会の目的に賛同し、会長の認めた者。 |
| 4. 運営事務局 | 準会員の保護者で組織された事務を統括し、運営の補助を行う者。 |
| 5. 会長 | 会員の中から選ぶ。会の総括責任者。 |
| 6. 副会長 | 会長の補佐として技術指導、審判、法務、レクリエーション、その他の職務を指 |
| 7. 事務局長 | クラブの対外的な代表。試合、会場、募集等の窓口をする者。 |

【本部役員】

第5条 クラブには次の本部役員をおく。例外が発生した場合は総会で承認を得る。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 事務局 | 事務局長1名・事務局長補佐1名 |

【役員】

第6条 クラブには次の役員をおく。例外が発生した場合は総会で承認を得る。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1. 本部役員 | 4名(第5条・本部役員の項参照) |
| 2. 書記 | 1名または2名 |
| 3. 会計 | 2名 |
| 4. 会計監査 | 1名 |
| 5. 監督 | 各学年1名 |
| 6. 学年役員 | 各学年1~2名 |
| 7. 各部長 | 各部1名(技術指導、審判、法務、レクリエーション、広報、運営) |

【本部役員・役員の任期】

第7条 本部役員・役員の任期は1年とする。再選は否めない。

【顧問】

第8条 クラブはコーチ会議の承認を得て顧問をおくことができる。

【事業】

第9条 クラブは目標達成の為、次の事業を行う。

1. 準会員への技術指導。
2. 各種大会への参加、及び開催。
3. 会員、準会員相互の親睦と発展に関する事業。
4. その他会長が必要と認めた事業。

【会議】

第10条 クラブの会議は次の通りとする。尚、緊急動議にて決定をようする事項は本部役員会にて行う。いずれの会議で決定するかは判断は会長が行う。

1. 定期総会 (年度初に全会員で行う。)
会員の過半数を以って可決する。同数の時は議長の決とする。尚、議長は会員の中から選出する。
2. 役員会 (必要に応じて開催する。)
役員過半数を以って可決する。同数の時は議長の決とする。尚、議長は役員の中から選出する。
3. 本部役員会 (必要に応じて開催する。)
会長が召集し、緊急事項の決定をする。本部役員過半数を以って可決する。
4. コーチ会議 (定期的に開催する。)
技術指導部に所属する監督・コーチ及び技術指導部長、副部長が参加し、全技術指導部過半数を以って可決する。同数の時は議長の決とする。尚、議長は出席者の中から選出する。

【活動日と活動場所】

第11条 クラブは毎週土曜日、日曜日、祝日及び会長の認めた日時に次の場所を借りて活動する。活動にあたり、それぞれのルール、マナーを守り、恒久的に利用できるように努力する。

1. 立川市立若葉小学校。
2. 立川市立南砂小学校。
3. その他会長が認めた場所。

【会費】

第12条 クラブは入会した会員から一切の会費を徴収しない。但し準会員については活動費用として次の通り徴収する。

1. 入会金はなし。
2. 未就学児は月額500円、1～3年生は月額1000円、4～6年生は月額2000円、ママサルは月額500円を徴収し、脱会した日の所属する月までとする。
3. 入会に際し、『お試し期間』を設け、最大1ヶ月(※1)とする。尚、『お試し期間』の会費は免除する。
(※1:お試し期間中の参加回数が4回以下だった場合は、翌月もお試し期間としてもよい)
4. ユニフォーム修繕維持費(年間500円)を2年生以上より年当初に徴収する。
5. 東京都サッカー協会及び、立川市サッカー協会個人登録料は関連する全準会員が負担するが、クラブは納付を代
6. 東京都サッカー協会及び、立川市サッカー協会チーム登録料はクラブが全額負担し納付する。
7. スポーツ傷害保険は全準会員が各自で加入するが、クラブは手続きを代行する。費用は入会時に徴収し、毎年度初に徴収、更新する。尚、コーチに関してはクラブが負担する。
8. その他、監督が認めたウェアを購入する際は購入希望者より代金を徴収する。尚、購入、非購入は任意とし、義務とはしない。
9. 移動の交通費は徴収しないが、遠距離になる移動の際はその都度移動した準会員数で案分し負担する。
10. 休会期間中はその理由に関わらず会費を免除する。尚、休会は最大1年とする。

【報酬】

第13条 クラブは指導する監督、コーチに対し一切の報酬を払わない。完全無報酬とする。但し、必要最低限のウェア等の支給、必要な昼食等の補助はその限りではない。また、準会員、会員は無報酬で指導していただく技術指導部に対し感謝の気持ちを忘れない。

【退会】

第14条 クラブは次に該当する者に対して退会を認める。

1. クラブの目的に反し、著しくクラブに損害をあたえた者。
2. 会員が退会を希望した場合。
3. クラブの存続、繁栄に著しく反する行為が認められたもの。
4. クラブの運営に非協力的な者。
5. その他会長が認めた者。

【会計】

第15条 クラブの経費は月会費を持って之に充てる。本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

【慶弔規定】

第16条 若葉FCでの慶弔規定は以下のとおり定める。

1. 準会員
 - ・ 準会員の死亡の際は、弔慰料10,000円と花輪1ヶ20,000円を贈るものとし、会長または代理人が弔問する。
 - ・ 準会員が疾病または負傷により20日以上入院した際は、見舞金として10,000円を贈るものとする。

2. コーチ
 - ・ コーチの死亡の際は、弔慰料10,000円と花輪1ヶ20,000円を贈るものとし、会長または代理人が弔問する。
 - ・ コーチが疾病または負傷により20日以上入院した際は、見舞金として10,000円を贈るものとする。

3. 会員等
(準会員の保護者)
 - ・ 会員の死亡の際は、弔慰料10,000円を贈るものとし、会長または代理人が弔問する。

4. その他
 - ・ コーチの配偶者が死亡の際は弔慰料10,000円を贈るものとし、会長または代理人
が弔問する。
 - ・ コーチの両親が死亡の際は、弔慰料5,000円を贈るものとし、会長または代理人
が弔問する。
 - ・ 会員の兄弟の死亡の際は弔慰料10,000円を贈るものとし、会長または代理人が弔
問する。

【補則】

第17条 本会則に定めるものの他に、クラブ運営上必要と会長が認めた事項は、その事項によりコーチ会議もしくは本部役員会議の承認を得て、会長が定める。

【附則】

この会則は平成21年4月1日から施行する。